

6 貧困率の状況

平成 27 年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分、熊本県を除く。）は 122 万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合、熊本県を除く。）は 15.6%（対 24 年△0.5 ポイント）となっている。また、「子どもの貧困率」（17 歳以下）は 13.9%（対 24 年△2.4 ポイント）となっている。

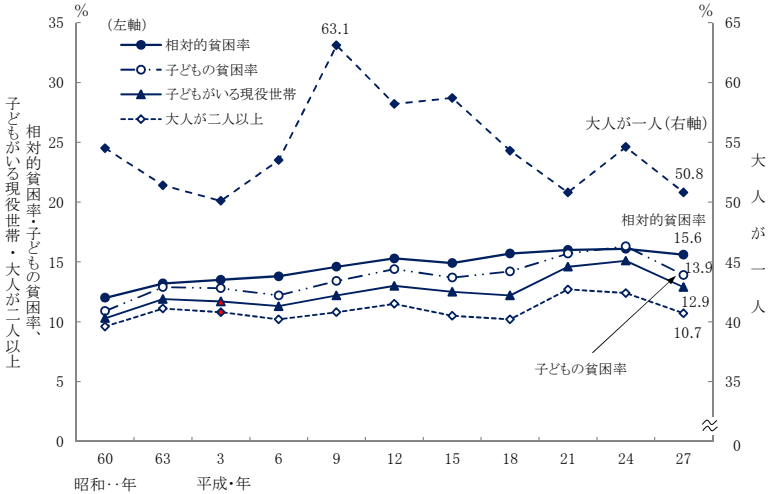
「子どもがいる現役世帯」（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員についてみると、12.9%（対 24 年△2.2 ポイント）となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では 50.8%（対 24 年△3.8 ポイント）、「大人が二人以上」の世帯員では 10.7%（対 24 年△1.7 ポイント）となっている。（表 10、図 15）

表 10 貧困率の年次推移

	昭和 60年	63	平成 3年	6	9	12	15	18	21	24	27
	（単位：％）										
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.7	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
中央値（a）	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	245
貧困線（a/2）	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122

- 注：1）平成 6 年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2）平成 27 年の数値は、熊本県を除いたものである。
3）貧困率は、OECD の作成基準に基づいて算出している。
4）大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。
5）等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

図 15 貧困率の年次推移



- 注：1）平成 6 年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2）平成 27 年の数値は、熊本県を除いたものである。
3）貧困率は、OECD の作成基準に基づいて算出している。
4）大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。
5）等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

6 貧困率の状況

平成 27 年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分、熊本県を除く。）は 122 万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合、熊本県を除く。）は 15.6%（対 24 年△0.5 ポイント）となっている。また、「子どもの貧困率」（17 歳以下）は 13.9%（対 24 年△2.4 ポイント）となっている。

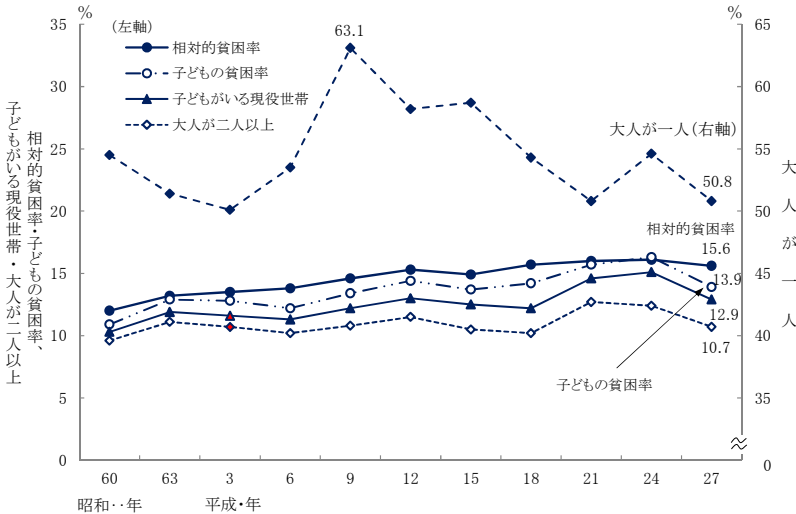
「子どもがいる現役世帯」（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員についてみると、12.9%（対 24 年△2.2 ポイント）となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では 50.8%（対 24 年△3.8 ポイント）、「大人が二人以上」の世帯員では 10.7%（対 24 年△1.7 ポイント）となっている。（表 10、図 15）

表 10 貧困率の年次推移

	昭和 60年	63	平成 3年	6	9	12	15	18	21	24	27
	（単位：％）										
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
中央値（a）	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	245
貧困線（a/2）	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122

- 注：1）平成 6 年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2）平成 27 年の数値は、熊本県を除いたものである。
3）貧困率は、OECD の作成基準に基づいて算出している。
4）大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。
5）等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

図 15 貧困率の年次推移



- 注：1）平成 6 年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2）平成 27 年の数値は、熊本県を除いたものである。
3）貧困率は、OECD の作成基準に基づいて算出している。
4）大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。
5）等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。